

1 目的

ブラジル宮崎県人会が主催する創立75周年記念式典に、知事が団長としてブラジルを訪問し、記念式典への出席及び実施協力を行うことにより、本県と在外宮崎県人会との絆を一層深める。

2 契約方法

企画提案競技による随意契約とする。

3 委託業務の概要

- (1) 業務名：ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典宮崎県訪問団派遣業務
- (2) 業務内容：ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典宮崎県訪問団派遣業務仕様書による。
- (3) 委託料：2,900,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

4 参加資格

以下の要件を全て満たす者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく第1種旅行業の登録を受けている者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- (3) 会社更生法平成14年法律第154号に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法平成16年法律第75号に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立がなされていないものとみなす。
- (4) 法令違反等による処分が継続していない者であること。
- (5) この公告の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。

5 委託期間

契約締結日から令和6年11月30日まで

6 日程（予定）

- (1) 公告 令和6年4月19日（金）
- (2) 参加申込期限 令和6年4月30日（火）
- (3) 質問書受付期限 令和6年4月30日（火）
- (4) 企画書等提出期限 令和6年5月8日（水）
- (5) 課内審査会 令和6年5月9日（木）

7 企画提案競技参加申込等

(1) 企画提案競技参加申込

ア 参加申込書の提出

企画提案競技に参加を希望する者は、参加申込書（様式第1号）を令和6年4月30日（火）午後5時までに、FAXにより本要領中「14 問合せ及び書類提出先」へ提出すること。送信の事前又は事後に必ず電話確認を行うこと。

イ 参加辞退

参加申込書の提出後に、以降の参加手続きを辞退する場合は、辞退届（様式第2号）を令和6年5月8日（水）午後5時（「企画提案書提出期限」と同日）に電子メールまたはFAXにより本要領中「14 問合せ及び書類提出先」へ提出すること。ただし、企画提案書が提出期限までに提出されなかった場合は、辞退届が提出されたものとみなす。

なお、辞退したことにより、今後の各種契約等において不利になることはない。

(2) 質問票の受付

本企画提案競技について質問がある場合は、質問票（様式第3号）を令和6年5月8日（水）午後5時までに電子メールまたはFAXにより本要領中「14 問合せ及び書類提出先」へ提出すること。

質問への回答は、原則として3日以内（閉庁日は除く。）に質問者へ電話で回答する。なお、質問の内容によっては、文書で回答するほか、他の参加申込者にも周知する。

(3) 企画提案書等の提出先

ア 提出場所：〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県観光経済交流局国際・経済交流課 国際交流担当

イ 提出期限：令和6年5月8日（水）午後5時まで（必着）

ウ 提出方法：持参又は郵送

エ 提出部数：企画提案書及び見積書 正本1部及び副本7部

8 提出資料

(1) 企画提案書（A4版、正本1部、副本7部） ※任意様式とする。

分かりやすい表現で具体的に記載すること。（仕様書を満たすこと。適宜、図や写真等を用いて、提案しようとする内容が分かるものにする。）

(2) 見積書（1部）

ア 企画に応じた予算の見積書を提出すること。

（見積額は、2,900,000円（消費税及び地方消費税を含む（10%で計上））を上限とする。）

イ 宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とする。

ウ 業務名は「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典宮崎県訪問団派遣業務」とする。

エ 必要経費の積算内訳（添乗員旅費、添乗員業務費、出入国手続き補助費等）が分かるものとする。

(3) 会社概要等（正本1部、副本7部） ※任意様式とする。

以下について分かる資料を提出すること。

ア 法人等の概要（法人等の業務実績等）

イ 過去の類似事業実績等

9 審査及び委託先の選定・決定方法等

(1) 選定方法

書類審査方式とし、提出された企画提案書等について総合的に審査の上選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択に関わらず令和6年5月10日（金）までに書面（FAX）にて参加者に通知する。

(3) 委託契約の締結等

上記(1)により選定された最も優れた提案を行った提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約手続を行う。

なお、候補者との協議で合意に至らなかった場合は、次に順位の高い提案者を候補者として必要な協議を行うものとする。

(4) 委託契約書案

本業務の委託契約書の案は別紙のとおりである。

(5) 委託料

事業の実施に必要な全ての経費（人件費、報償費（謝金）、交流会費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料、管理費等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務とは直接関係のない経費、備品購入等の受託者の財産取得となる経費は対象外とする。

10 提案者が1者又はいない場合の取扱い

(1) 提案者が1者の場合

審査の結果、業務の遂行が可能であると判断した場合は、本委託業務の契約手続きを行う。

(2) 提案者がいない場合

宮崎県のホームページにてその旨を公表するとともに、再度公募を行う。

11 著作権

成果品に係る著作権は、宮崎県に帰属する。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（入札金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当すると認められる場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（入札金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2箇年度の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日の属する年度前の2箇年度の間にあるもの）を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき

13 その他留意事項

(1) 本企画提案競技及び本委託業務を通じて著作権法令等の法令を遵守すること。

(2) 企画提案に要する一切の費用は、本企画提案競技に参加する者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書等は、提案者に無断で企画提案競技以外の目的に使用しない。

(5) 競技参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

ア 参加申込書等を提出した以降、契約締結までに、本要領中「4 参加資格」に定める要件のいずれかを満たさなくなった場合、又は満たしていないことが判明した場合

イ 提出期限内に企画提案書等が提出されなかった場合

- ウ 提出書類に虚偽の記載をした場合
 - エ 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (6) 必要に応じて追加資料の提出を求めることがある。

14 問合せ及び書類提出先

〒880-8501

宮崎市橘通東2丁目10番1号

宮崎県観光経済交流局国際・経済交流課 国際交流担当

電話 0985-44-2623

FAX 0985-26-7327

E-mail kokusai-keizaikoryu@pref.miyazaki.lg.jp